

# 令和7年度輸送の安全に関する情報

社名 2525タクシー株式会社

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

2525タクシー株式会社は、運輸の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。

- ① 代表取締役 小 高 明は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ②安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実行し安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず輸送の安全の向上につとめます。
- ③輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

	令和7年度目標・達成状況	令和8年度目標
(1) 飲酒運転	0件 達成 (0件)	0件
(2) 重大事故（事故報告規則2条）	0件 達成 (0件)	0件
(3) 駐車場内事故	0件 達成 (0件)	0件
(4) 有責物損事故	0件 達成 (0件)	0件

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（令和7年度）

件数 0件（死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損事故0件、事故報告書提出件数0件、康起因事故0件）自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

## 4. 安全管理規程

別添のとおり

## 5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況  
有り
- (2) 直近3年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況  
有り（令和5年）
- (3) 輸送の安全の為の取り組み
  - ・ヒヤリ・ハットの収集分析を行うとともに対策を検討して掲示板等に張り、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。
  - ・交通安全運動期間中は事故防止運動を実施します。  
（春の全国交通安全運動、夏の事故防止運動、秋の全国交通安全運動、年末年始自動車輸送安全総点検）
  - ・「デジタルタコグラフ」及び「ドライブレコーダー」の全車両搭載

・「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）」の認定を申請中

## 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙1「安全管理体制（組織図）」、別紙2「事故及び災害時の報告連絡体制図（非常時）」のとおり

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況（直近年度）

- ・ 運 転 者に対する教育及び研修の実施回数 令和7年度 12回
- ・ 運行管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和7年度 12回
- ・ 整備管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和7年度 12回
- ・ 初任運転者に対する添乗実技指導 「初任運転者教育記録」とおり
- ・ 運転記録証明書を全社員分取り寄せ、指導教育に活用
- ・ 心肺蘇生法（AED含む）講習会（3月）
- ・ タイヤチェーン取り付け講習会（1月）
- ・ 車両火災（消火器取扱いを含む）対応研修（11月）
- ・ 事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施（随時）
- ・ 社長による現場巡視（毎月）
- ・ 内部監査員（取締役）による内部監査実施（12月） 等

## 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- ・ 内部監査の実施の有無 有り
- ・ 直近事業年度における実施回数 1回（令和8年3月30日実施）
- ・ 対象者 代表取締役社長、安全統括管理者 等
- ・ 監査結果 指摘無し

## 9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 佐々木 俊彦  
 社内での役職 所 長  
 選任年月日 令和8年1月5日

## 10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		8人	1人		
	社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		8人	8人	9人	9人
	平均勤続年数	8.5年			
	平均給与月額 の水準	正規雇用運 転者	正規雇用以外 運転者		
		310,000	0		

運行管理者及び整備 管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	3人	8人	1人	2人
内他業務（運転者 等）の兼任者数	3人	2人	1人	2人

## 11. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	8台	H17年	R1年	14年	8台	8台	0台
中型	1台	H28年	H28年	10年	1台	1台	0台
小型	6台	H14年	R2年	13年	6台	6台	0台
通勤用	4台	H25年	H29年	11年	4台	4台	0台

区分	主な運行の態様 観光輸送（昼間）、観光輸送（夜間）、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送、乗合高速バス受託、イベント関連の送迎、JRの代替輸送	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送（昼・夜）学校企業等送迎	無制限 円	無制限 円
中型	観光輸送（昼・夜）学校企業等送迎	無制限 円	無制限 円
小型	観光輸送（昼・夜）イベント関連の送迎	無制限 円	無制限 円
通勤用	観光輸送（昼・夜）イベント関連の送迎	無制限 円	無制限 円

# 安全管理規程

(貸切バス事業)

<安全マネジメント>

2525タクシー株式会社

## 目次

### 第一章 総則

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

##### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

##### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

##### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情

報を伝達、共有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制  
(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による(別紙参照)。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる(別紙参照)。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁気的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める(別紙参照)。

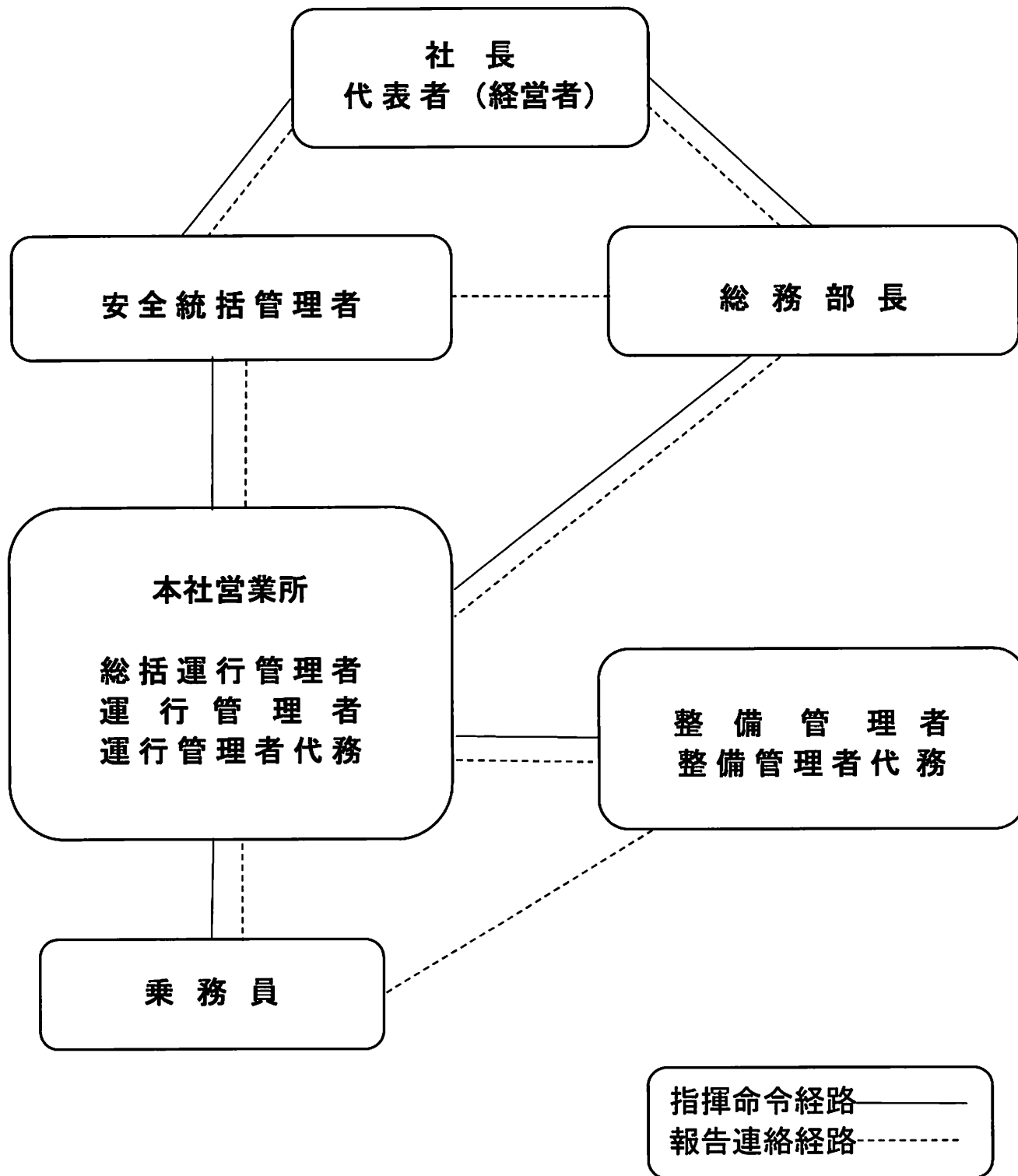
附 則 (実施の時期)

- 1、本規定は、令和8年1月20日から改正実施する

2525 タクシー株式会社  
代表取締役 小高 明

# 安全管理体制(組織図)

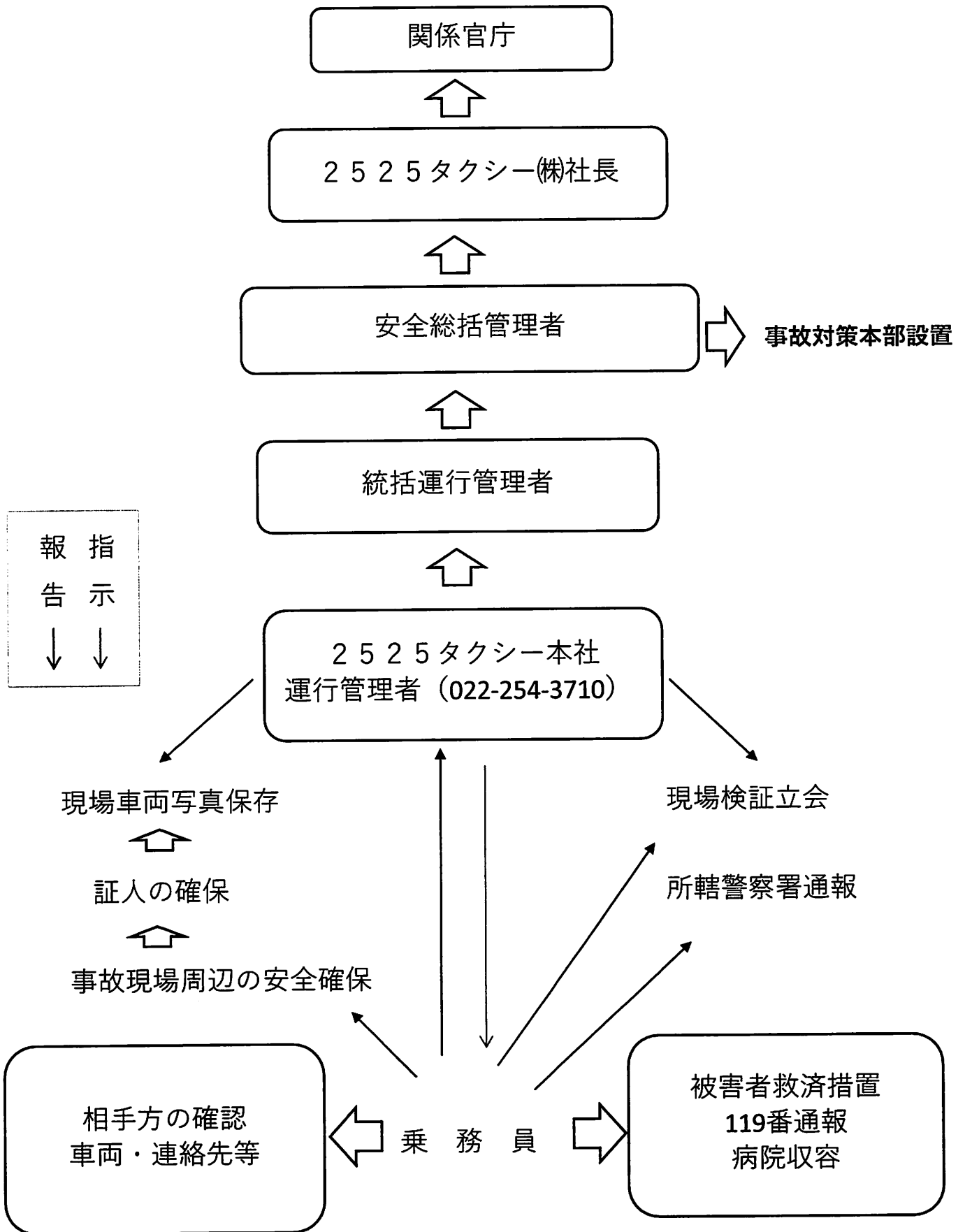
2525タクシー株式会社



◎事故・災害等に関する報告連絡体制図（第一三条関係）

事故及び災害時の報告連絡体制図（非常時）

2525 タクシー株式会社



◎輸送の安全に関する記録の管理等の方法（第一八条関係）

運行管理者は安全管理規定第一八条第2項に定める事項について記録及び保存する

別記様式（第3条関係）

（表）

自動車事故報告書 宛て 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出								
☆発生日時	年	月	日	時	分	☆ 路線名 又は 道路名	道 線	
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧			6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地				
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置						☆自動車登録番号 又は車両番号		
☆当時の状況								
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）								
☆当時の処置								
☆事故の原因								
☆再発防止 対 策								
※備 考								

（日本産業規格A列4番）

(表)

事故の 種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他	
	☆発生順																
当 該 目 動 車 の 概 要	☆転落の状態	落差 m 水深 m															
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触		2 側面衝突 5 物件衝突				3 追突									
当 該 目 動 車 の 概 要	☆車名	☆型式	☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年												
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物 8 貨物軽 (四輪)		2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種 9 貨物軽 (二輪以下)													
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他													
	種別	1 普通		2 小型		3 その他											
	☆乗車定員	人		☆当時の乗車人員		人											
	☆最大積載量	kg		☆当時の積載量		kg											
	安全運転支援装置	衝突被害軽減ブレーキ		1 有		2 無											
	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無											
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無											
	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ											
道 路 等 の 状 況	種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他)		ロ自動車専用道路等 2 その他の場所													
	☆道路の幅員	m															
	こう配	1 平たん		2 上り		3 下り											
	道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り											
	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結									
	警戒標識の設置	1 有		☆当該道路の制限速度		km/h											
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き 3 その他													
	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)															
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)																
	◆ 営 業 所 及 び 運 行 等 の 状 況	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無												
運送形態		1 下請運送		2 その他													
☆荷送人の氏名又は名称及び住所																	
☆荷受人の氏名又は名称及び住所																	
☆氏名																	
☆年齢		才															
☆経験年数		年 月															
本務・臨時の別		1 本務		2 臨時													
損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷											
業務場所の別		1 車両内		2 車両外													
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備												
☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日																
本務・臨時の別	1 本務		2 臨時														
損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷												
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備												
運行管理者	運行管理者		貨物軽自動車安全管理者		統括運行管理者												
氏名																	
運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習終了番号																	
☆損害の程度	◆死亡		人 (うち乗客)		人												
	◆重傷		人 (うち乗客)		人												
	◆軽傷		人 (うち乗客)		人												

☆危険認知時の速度	km/h		
☆危険認知時の距離	m		
☆スリップ距離	m		
当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回	2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流	3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他
道路上での事故の発生地点	1 車道 4 路側帯 6 交差点 8 トンネル	2 歩道 5 路肩 7 バス停留所 9 その他	3 横断歩道
死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転	2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 踏切 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他	
車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪 (タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 編組装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車枠及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 排気管等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓拭き器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 自動運行装置 27 運行記録計 28 その他		

☆氏名	名		
☆年齢	才		
☆経験年数	年 月		
本務・臨時の別	1 本務		2 臨時
自動車運転を職業とする者にあつては勤務状況	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	日	
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	時間 km	
	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	日 km	
損害の程度	1 死亡		2 重傷
	3 軽傷		
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用
	3 非装備		
☆交替運転者の交代	1 有		2 無
	(交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km		
☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1 有		2 無
	(最近の受診年月日) 年 月 日		
☆飲酒の時点及びその飲酒量	1 運行前 2 運行中 (飲酒量)		
☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) (最近の事故年月日) 年 月 日 件		
☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) (最近の違反年月日) 年 月 日 件		
☆過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) 年 月 日 2 無 (適性診断受診場所)		
☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日		

☆氏名	名		
☆年齢	才		
☆経験年数	年 月		
本務・臨時の別	1 本務		2 臨時
損害の程度	1 死亡		2 重傷
	3 軽傷		
業務場所の別	1 車両内		2 車両外
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用
	3 非装備		
☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日		
本務・臨時の別	1 本務		2 臨時
損害の程度	1 死亡		2 重傷
	3 軽傷		
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用
	3 非装備		
運行管理者	運行管理者		統括運行管理者
氏名			
運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習終了番号			
☆損害の程度	◆死亡		人 (うち乗客)
	◆重傷		人 (うち乗客)
	◆軽傷		人 (うち乗客)

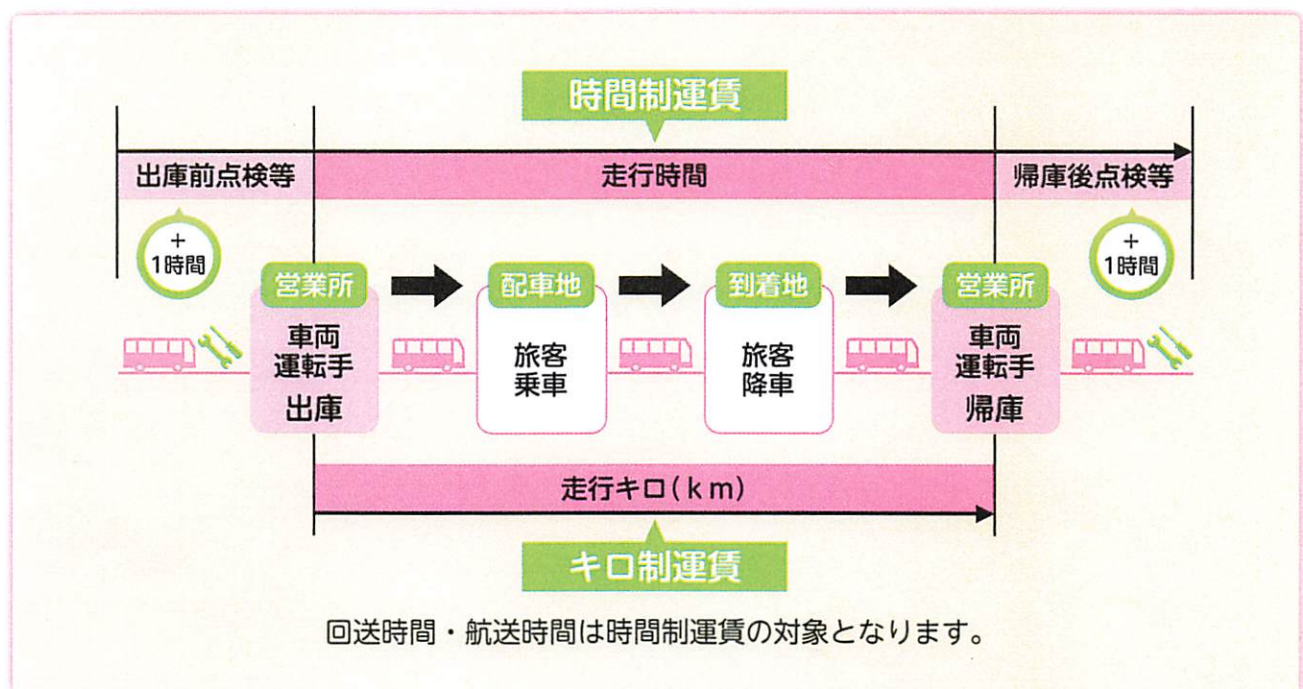
(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。  
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
  - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
  - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
  - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
  - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
  - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
  - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
  - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
  - 9 内車 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
  - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
  - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
  - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
  - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
  - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
  - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。  
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
  - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
  - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
  - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
  - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - 5 R1 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物  
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
  - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
  - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
  - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
  - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入すること。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。



# 運賃は「時間制運賃」と 「キロ制運賃」の合算です。

## 時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



### 時間制運賃について

走行時間に 出庫前及び帰庫後の点検等の 2 時間を加え、1 時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※ 2 日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合

宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の 1 時間ずつを点検等の時間として加算。

※ フェリーを利用した場合

フェリー乗船中の航送時間も時間制運賃の対象とし、8 時間を上限として加算。(超える場合は休息期間)

### キロ制運賃について

走行キロ(回送を含む出庫から帰庫までの距離)に 1 km あたりの運賃額を乗じた額とする。

### 令和 7 年 9 月 26 日付公示運賃

運賃	車種		基準額
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	
中型車			6,020円
小型車			5,270円
コミューター車			4,700円
キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車		180円
	中型車		160円
	小型車		140円
	コミューター車		120円

(東北運輸局)

大型車 … 車両の長さ 9m 以上又は旅客席数 50 人以上  
 中型車 … 大型車、小型車、コミューター車以外のもの  
 小型車 … 車両の長さ 6m 以上 8m 以下で、かつ旅客席数 33 人以下  
 コミューター車 … 車両の長さ 6m 未満で、かつ旅客席数 14 人以下

### 3 時間以内の運行の場合 (最低運賃)

(3 時間 + 2 時間) × 時間単価 + キロ制運賃

## 宮城県A地区のタクシー運賃(自動認可運賃)

車種	種別	距離制運賃		時間距離併用制運賃	時間制運賃(30分)
		初乗運賃	加算運賃		
特定 大型車	上限運賃	1.4km 850 円	212 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,880 円
	B 運賃	1.4km 840 円	215 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,830 円
	C 運賃	1.4km 830 円	217 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,770 円
	D 運賃	1.4km 820 円	220 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,710 円
	下限運賃	1.4km 810 円	222 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,660 円

車種	種別	距離制運賃		時間距離併用制運賃	時間制運賃(30分)
		初乗運賃	加算運賃		
大型車	上限運賃	1.4km 820 円	217 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,810 円
	B 運賃	1.4km 810 円	220 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,760 円
	C 運賃	1.4km 800 円	222 m 110 円	1 分 20 秒 110 円	30分 4,700 円
	下限運賃	1.4km 790 円	225 m 110 円	1 分 25 秒 110 円	30分 4,640 円

車種	種別	距離制運賃		時間距離併用制運賃	時間制運賃(30分)
		初乗運賃	加算運賃		
普通車	上限運賃	1.4km 710 円	310 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	30分 3,200 円
	B 運賃	1.4km 700 円	314 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	30分 3,160 円
	C 運賃	1.4km 690 円	319 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	30分 3,110 円
	下限運賃	1.4km 680 円	324 m 100 円	2 分 0 秒 100 円	30分 3,070 円

※以降30分ごと繰り返し。